

# 宇都宮市立石井小学校PTA規約

## 第1章 名称および事務所

第1条 この会は、宇都宮市立石井小学校PTAという。

第2条 この会の事務所は、石井小学校におく。

## 第2章 目的及び活動

第3条 この会は、父母と教員とが協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第4条 この会は、前条の目的をとげるために、次の活動をする。

- 1 よい父母、よい教員となるよう努める。
- 2 家庭と学校の連絡を密にし、児童の生活を指導する。
- 3 進んで児童の生活環境をよくする。
- 4 その他目的達成に必要な活動をする。

## 第3章 方針

第5条 この会は、教育を本旨とする団体であるから、児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体・機関と協力し、営利を目的とする行為は行わない。また、学校の人事その他管理に干渉しない。

## 第4章 会員

第6条 この会の会員になることができるのは、つぎのとおりである。

- (1) 本校児童の父母またはこれに代わる者
  - (2) 本校の校長および教職員
  - (3) この会の主旨に賛同する者
- 2 第1、2号会員を普通会員とし、第3号会員を賛助会員とする。
- 3 ただし、第3号会員の入会は、運営委員が決定する。

第7条 この会員は会費を納めるものとする。

- 2 会費は、普通会員は月額350円とする。

## 第5章 経理

第8条 この会の活動に要する経理は、会費、寄付金およびその他の収入によって支弁させる。

第9条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

## 第6章 役員

第10条 この会の役員は、次のとおりである。

- 1 会長1名、本校の校長、副会長4名、書記4名、会計4名
- 2 会長は各事業活動に対し、必要に応じて顧問、賛助会員、旧PTA会員から補佐役を置くことができる。

第11条 役員を選出は選考委員会で推薦し、総会の承認を受ける。

第12条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

第13条 会長は、この会を代表し、会を統括する。

第14条 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

第15条 書記は、次の職務を行う。

- 1 総会および運営委員会の議事ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
- 2 記録・通信その他の書類を保管する。
- 3 会長の指示によって、この会の庶務を行う。

第16条 会計は次の職務を行う。

- 1 総会が決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理する。
- 2 年度末に会計監査を経た決算報告をする。

## 第7章 会計監査委員

第17条 この会の経理を監査するため、3名の会計監査委員をおく。

第18条 会計監査委員は、総会で選出し、任期を1年とする。

## 第8章 会議

第19条 総会は、全会員をもって構成され、議長はPTA会長が務める。

第20条 定期総会は、毎年度初めに開催し、必要に応じ臨時総会を開くものとする。

第21条 総会の議事は、出席者の過半数で決定する。

第22条 運営委員会は、役員・各部長・副部長・校長で構成され、この会の運営に必要な事務を処理する。

第23条 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決定する。

## 第9章 部 会

第24条 この会の活動に必要な事項について、調査・研究・立案するために、必要な部会を置く。

第25条 部会についての必要な事項は、細部で定める。

## 第10章 顧 問

第26条 顧問を推載する。運営委員会で推薦し、総会の承認を得る。

## 第11章 細 則

第27条 この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限り運営委員会が定める。

## 第12章 改 正

第28条 この規約は、総会において出席者の過半数の賛成がなければ改正することができない。

### 附 則

第29条 この規約は、昭和45年4月10日から施行する。

- ・昭和51年4月27日一部改正
- ・昭和59年4月26日一部改正
- ・平成7年4月25日一部改正
- ・平成13年4月20日一部改正
- ・平成14年4月19日一部改正
- ・平成16年4月23日一部改正
- ・平成18年4月21日一部改正
- ・平成19年4月20日一部改正
- ・平成23年4月22日一部改正
- ・平成25年4月19日一部改正
- ・平成28年4月20日一部改正
- ・平成30年4月20日一部改正

## 慶弔規程

第1条 会員並びに児童の慶弔については、この規程によるものとする。

第2条 この規程を実施するため、会員は毎月10円を拠出する。ただし、月途中の転出等による返金は行わない。

第3条 この規程により、会計は一般会計と分離して経理する。

第4条 この規程の運用は別表のとおりとし、特に定めのないものについては、役員会がその都度協議して決定する。

この規程は昭和62年4月1日から実施する。

この規程は平成16年4月23日一部改正する。

この規程は平成21年4月24日一部改正する。

この規程は平成23年4月22日一部改正する。

この規程は令和3年4月27日一部改正する。

### 別表

会 員	・会員または本学児童が死亡のとき ・病気等で4週間以上入院したとき ・児童が通院・入院を伴う加療を要し、3週間以上連続して欠席したとき	・20,000円と生花一基 ・5,000円 ・5,000円
教職員	・通院・入院を伴う加療を要し、2週間以上欠勤したとき ・結婚したとき ・出産したとき ・死亡のとき ・家族死亡のとき(配偶者・子及び本人の実父母)	・5,000円 ・10,000円 ・5,000円 ・30,000円と生花一基 ・10,000円と生花一基
その他	・その他、特別な事情があるときは、役員会で協議する ・顧問、その他に必要なと思われる場合が生じたときは、役員会で協議する	